

## 障がい以外の差別の解消に向けた検討の進め方について

### ■取組方針

- 府内で起こっている差別的取扱い等の実状（障がい者以外の分野）を把握し、それを解消していくため、「障がい者の差別解消のガイドライン」（仮称）を応用して、障がい者以外の分野での差別解消のガイドラインができるかについて検討する。
- 個別の人権課題ごとに検討するのではなく、様々な人権課題に対応する横断的なガイドラインを検討。

### ■基本的考え方

- 「障がい者の差別解消のガイドライン」の他の人権課題への応用可能性を検討  
「障がい者の差別解消のガイドライン」が扱う「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」等の考え方や内容について、障がい者以外の人権課題に応用できるか、その可能性を検討する。
- ガイドラインの検討対象とする分野  
検討対象とする主な場面としては、府民生活に深く関わる以下の8分野とする。  
①公共交通機関、公共的施設・サービス等／②情報・コミュニケーション／  
③福祉サービス／④商品・サービス／⑤住宅／⑥医療／⑦教育／⑧雇用／
- 私人（個人）の行為  
誹謗中傷、インターネット上での書き込み等事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、ガイドラインの検討の対象外とする。なお、こうした行為については、ガイドラインの検討とは別に、効果的な啓発のあり方について検討する。

### ■検討の進め方

- 差別事例等の収集  
差別的取扱い等の実状を明らかにするとともに、差別にあたる行為をわかりやすく示すため、具体的な事例を基に検討する必要があることから事例を収集する  
・ホームページによる一般公募（「匿名」での事例募集）  
・当事者団体へのヒアリングによる事例の収集  
※昨年度、庁内相談機関、市町村等を通じて差別的取扱い等の事例を収集
- 「障がい者ガイドライン」の応用可能性を検討  
大阪府障がい者施策推進協議会・差別解消部会が取りまとめる提言（9月予定）の内容を踏まえ、検討を深めていく  
・障がい者のガイドラインの位置づけや規範性について、他の人権課題に応用できるか  
・障がい者の「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」について、他の人権課題に一般論化できるか  
・障がい者の相談・紛争解決のあり方について、他の人権課題に応用できるか